（前のページより続き）
○大中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同八〇四）　一〇五
○遠洋かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同八〇五）　一一三
○近海かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同八〇六）　一二三
○北太平洋さんま漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同八〇七）　一二四
○日本海べにずわいがに漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同八〇八）　一二五
○いか釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同八〇九）　一二六

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、再生関係　一二六

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人統計センター、西日本高速道路株式会社工事一部完了、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式部材等製造者の認証関係　一二六

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係　一三七

会社その他

会社決算公告　一三八

省　令

○総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣　川端　達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第八号を次のように改める。

八　五GHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの

第十五条の三第五号中(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12)　設備規則第四十九条の二十四第八項に規定する技術基準

第十六条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局

八　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局

第十七条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯基地局に係るもの

八　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯局に係るもの

第十八条第一項第二号を次のように改める。

二　四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

第十八条第一項第三号を削る。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第五号中「一四二・九三三MHzを超え一四二・九九MHz以下」を削り、同条第十一号中「陸上移動局」の下に「及び携帯局」を加え、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第十四条の二中「及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局」を「、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）」に改める。

第二十四条第十九項中「一四二・九三三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であつて、空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下であるものの受信設備又は」を削り、同条に次の一項を加える。

28　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。